

○国土交通省告示第七百四十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されているので、法第三十三条の規定に基づきあわせて告示する。

平成二十六年七月二十八日

国土交通大臣 太田 昭宏

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類

- 1 一般国道45号改築工事（三陸縦貫自動車道・岩手県大船渡市三陸町吉浜字中井地内から釜石市両石町第4地割地内まで及び同市片岸町第1地割地内から同県下閉伊郡山田町船越第2地割地内まで）並びにこれに伴う一般国道、県道、市道、町道、普通河川及び準用河川付替工事
- 2 一般国道283号改築工事（釜石花巻道路・岩手県釜石市甲子町第13地割地内から同市甲子町第7地割地内まで及び遠野市上郷町平倉40地割地内から同市綾織町新里25地割地内まで）並びにこれに伴う市道及び普通河川付替工事

第3 起業地

1 第2の1に係る事業

- (1) 収用の部分 岩手県大船渡市三陸町吉浜字中井、字上野及び字扇洞地内
岩手県釜石市唐丹町字上荒川、字荒川、字片岸、字小白浜、字桜峠及び字大曾根、甲子町第13地割、定内町四丁目及び二丁目、小佐野町三丁目及び二丁目、新町、住吉町、大字釜石第9地割及び第8地割、八雲町、両石町第4地割並びに片岸町第1地割地内

岩手県上閉伊郡大槌町小槌第26地割字舘ヶ洞及び字生井沢、小槌第23地割字雲南及び字寺野、小槌第24地割字御神楽、小槌第21地割字高清水、桜木町、小槌第25地割字金崎、大槌第14地割字屋敷前、大槌第16地割字大石前、大ヶ口一丁目、大槌第13地割字八幡前、大槌第15地割字辺津沢、字辺地ヶ沢及び字迫田、大槌第23地割字沢山、吉里吉里第8地割字宮ヶ洞、吉里吉里第9地割字金敷捧、字和山及び字和山口、吉里吉里第11地割字白石、字鯨山、字菖蒲ヶ沢口、字新山及び字藤巻、吉里吉里第12地割字田屋並びに吉里吉里第13地割字松磯地内

岩手県下閉伊郡山田町船越第2地割地内

- (2) 使用の部分 岩手県大船渡市三陸町吉浜字中井、字上野及び字扇洞地内
岩手県釜石市唐丹町字上荒川、字荒川、字片岸、字小白浜、字桜峠及び字大曾根、大字平田第2地割、甲子町第13地割、定内町四丁目及び二丁目、小佐野町三丁目及

び二丁目、新町、住吉町、大字釜石第9地割及び第8地割、八雲町、両石町第4地割、片岸町第1地割並びに鶴住居町第9地割地内

岩手県上閉伊郡大槌町小槌第26地割字館ヶ洞及び字生井沢、小槌第23地割字雲南及び字寺野、小槌第24地割字御神楽、小槌第21地割字高清水、桜木町、小槌第25地割字金崎、大槌第14地割字屋敷前、大槌第11地割字大ヶ口、大槌第16地割字大石前、大ヶ口一丁目、大槌第13地割字八幡前、大槌第15地割字辺津沢、字辺地ヶ沢及び字迫田、大槌第23地割字沢山、大槌第24地割字小板ヶ沢、吉里吉里第8地割字宮ヶ洞、吉里吉里第9地割字金敷捧、字和山及び字和山口、吉里吉里第11地割字白石、字菖蒲ヶ沢口、字新山及び字藤巻、吉里吉里第12地割字田屋並びに吉里吉里第13地割字松磯地内

岩手県下閉伊郡山田町船越第2地割地内

2 第2の2に係る事業

(1) 収用の部分 岩手県釜石市甲子町第13地割、第12地割、第11地割、第10地割、第9地割、第8地割及び第7地割、定内町四丁目並びに野田町二丁目地内

岩手県遠野市上郷町平倉40地割、39地割、34地割、33地割、23地割、22地割、21地割、20地割、19地割及び12地割、平野原3地割、2地割及び1地割、来内15地割、5地割、4地割及び1地割、遠野町32地割、31地割、30地割、29地割、3地割、2地割及び1地割並びに綾織町新里31地割、30地割、28地割及び25地割地内

(2) 使用の部分 岩手県釜石市甲子町第13地割、第12地割、第11地割、第10地割、第9地割、第8地割及び第7地割、定内町四丁目並びに野田町二丁目地内

岩手県遠野市上郷町平倉40地割、39地割、34地割、33地割、22地割、21地割、20地割及び19地割、平野原3地割、2地割及び1地割、来内15地割、5地割、4地割及び1地割、遠野町32地割、31地割、30地割、29地割、3地割、2地割及び1地割並びに綾織町新里31地割、30地割、28地割及び25地割地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

(1) 第2の1に係る事業

申請に係る事業は、岩手県大船渡市三陸町越喜来字所通地内の三陸インターチェンジ（仮称）から同県下閉伊郡山田町船越第2地割地内の山田南インターチェンジまでの延長40.6kmの区間（以下「本件三陸道区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道45号改築工事（三陸縦貫自動車道）並びにこれに伴う一般国道、県道、市道、町道、普通河川及び準用河川付替工事」（以下「本件三陸道事業」という。）

のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件三陸道事業のうち、「一般国道45号改築工事（三陸縦貫自動車道）」（以下「三陸道本体事業」という。）及び三陸道本体事業の施行により遮断される一般国道の従来の機能を維持するための付替工事は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、また、三陸道本体事業の施行により遮断される県道、市道及び町道の従来の機能を維持するための付替工事は、それぞれ同条第3号に掲げる都道府県道及び同条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。三陸道本体事業の施行により遮断される普通河川の従来の機能を維持するための付替工事は、法第3条第2号に掲げる公共の利害に係る河川に関する事業に該当する。さらに、三陸道本体事業の施行により遮断される準用河川の従来の機能を維持するための付替工事は、河川法（昭和39年法律第167号）第100条第1項に規定する準用河川に関する事業であり、法第3条第2号に掲げる河川法が準用される河川に関する事業に該当する。

(2) 第2の2に係る事業

申請に係る事業は、岩手県釜石市甲子町第13地割地内の釜石ジャンクション（仮称）から遠野市綾織町新里25地割地内の遠野インターチェンジまでの延長35.4kmの区間（以下「本件釜石花巻道路区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道283号改築工事（釜石花巻道路）並びにこれに伴う市道及び普通河川付替工事」（以下「本件釜石花巻道路事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件釜石花巻道路事業のうち、「一般国道283号改築工事（釜石花巻道路）」（以下「釜石花巻道路本体事業」という。）は、道路法第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、また、釜石花巻道路本体事業の施行により遮断される市道の従来の機能を維持するための付替工事は、同条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。さらに、釜石花巻道路本体事業の施行により遮断される普通河川の従来の機能を維持するための付替工事は、法第3条第2号に掲げる公共の利害に係る河川に関する事業に該当する。

したがって、本件三陸道事業及び本件釜石花巻道路事業（以下両事業をあわせて「本件事業」という。）は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

(1) 第2の1に係る事業

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件三陸道区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当することなどから、起業者である国土交通大臣は、本件三陸道事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

(2) 第2の2に係る事業

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件釜石花巻道路区間のうち釜石市甲子町第7地割地内から遠野市上郷町平倉40地割地内までの区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当し、また、それ以外の区間は同項の指定区間外の区間であるが、国土交通大臣は、同法第27条第1項の規定により道路管理者の権限を代行していることなどから、起業者である国土交通大臣は、本件釜石花巻道路事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 第2の1に係る事業

イ 得られる公共の利益

一般国道45号三陸縦貫自動車道（以下「三陸道」という。）は、仙台市を起点とし、石巻市、気仙沼市、陸前高田市、釜石市等を経由して宮古市に至る延長約248kmの自動車専用道路である。

三陸道が通過する石巻市、気仙沼市、陸前高田市、釜石市、宮古市等（以下「三陸沿岸地域」という。）は、沿岸漁業や養殖漁業が盛んであり、水産物を仙台地域、首都圏等へ出荷していたが、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により多くの生命や財産が奪われるなど、壊滅的な被害を受けた地域である。

三陸沿岸地域には、物流等を担う主要幹線道路として一部供用済みの三陸道及び一般国道45号があるが、本件三陸道区間に対応する一般国道45号（以下「現道45号」という。）は、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める道路幅員、最小曲線半径及び最急縦断勾配を満たさない区間があるほか、東日本大震災時には浸水等により全面通行止めになるなど、自然災害による通行止めが行われ、また、一部区間で交通混雑が発生するなど主要幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。

平成22年度道路交通センサスによると、現道45号の自動車交通量は、釜石市両石町第4地割地内で19,612台/日であり、混雑度は1.50となっている。

本件三陸道事業の完成により、既に供用済み又は供用予定である三陸道の他の区間と接続し、三陸沿岸地域と仙台地域とを結ぶ高速交通ネットワークが形成されることで、自動車交通の高速化及び定時性の確保による利便性が向上し、物流の効率化等により、地域経済の活性化が図られ三陸沿岸地域の早期復興に寄与することが認められる。また、本件三陸道区間が現道45号の機能を補完・代替することから、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件三陸道事業が生活環境等に与える影響については、釜石ジャンクション（仮称）から山田南インターチェンジまでの区間は都市計画手続において、都市計画決定権者である岩手県知事が「環境影響評価の実施について」（昭和59年8月閣議決定）等に基づき、平成8年2月に大気質、騒音について環境影響評

価を実施しており、その結果によると、いずれの評価項目においても環境基準を満足すると評価されている。また、計画交通量の見直し及び環境影響評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が平成24年10月に環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に準じて、大気質、騒音等について任意で環境影響評価の照査を実施したところ、いずれの項目においても環境基準等を満足するとされている。三陸インターチェンジ（仮称）から釜石ジャンクション（仮称）までの区間は、環境影響評価法等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成19年10月及び平成24年10月に環境影響評価法等に準じて、任意で大気質、騒音等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、いずれの項目においても環境基準等を満足するとされている。

したがって、本件三陸道事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

ロ 失われる利益

上記の環境影響評価等によると、本件三陸道区間内及びその周辺の土地において、動物については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による特別天然記念物であるカモシカ、天然記念物であるオジロワシ、オオワシ及びイヌワシ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ、クマタカ及びハヤブサ等が確認されている。カモシカについては、生息環境の一部が改変されるものの、同様の生息環境は周辺に広く残されることなどから、生息環境は保全されるものとされているが、本線への侵入が予測されるため、起業者は侵入防止柵を設置することとしている。オオタカ及びクマタカについては、営巣が確認されていることから、起業者は、専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講じることとしている。オジロワシ、オオワシ、イヌワシ及びハヤブサについては、同様の生息環境は周辺に広く残されることなどから、生息環境は保全されるものとされている。

植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠA類として掲載されているゴヨウザンヨウラク、絶滅危惧ⅠB類として掲載されているチチブミネバリ、キタカミヒョウタンボク及びヤブヒョウタンボク等が確認されているが、起業者は、工事による改変箇所では生育が確認された場合は、専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講じることとしている。

なお、本件三陸道区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が28箇所存在するが、このうち21箇所については発掘調査が完了しており、既に記録保存等の措置が講じられている。起業者は、残る7箇所についても岩手県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件三陸道事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ハ 事業計画の合理性

本件三陸道事業は、三陸沿岸地域と仙台地域とを結ぶ高速交通ネットワークの形成を主な目的として、道路構造令による第1種第3級の規格に基づく2車線の自動車専用道路を建設する事業であり、本件三陸道事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

本件三陸道区間のうち、三陸インターチェンジ（仮称）から吉浜インターチェンジ（仮称）までの区間においては、東側案、西側案及びその中間案（申請案）の3案、吉浜インターチェンジ（仮称）から釜石ジャンクション（仮称）までの区間においては、主に東側を通過する案（申請案）及び主に西側を通過する案の2案について検討が行われている。各区間において申請案と他の1案ないし2案とを比較すると、いずれの申請案も、取得必要面積は最小ではないものの、移転対象物件数が最も少ないこと、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、いずれの区間においても申請案が最も合理的であると認められる。

また、本件三陸道区間のうち、釜石ジャンクション（仮称）から山田南インターチェンジまでの事業計画は、平成8年5月24日に都市計画決定された都市計画と、車線数等を除き、基本的内容について整合しているものである。なお、4車線の事業として都市計画決定されているところ、2車線の事業として施行するものであるが、土工バランス、事業費等の社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案して施行することとされており、適切なものと認められる。

さらに、三陸道本体事業の施行に伴う一般国道、県道、市道、町道、普通河川及び準用河川の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件三陸道事業の事業計画については、合理的であると認められる。

(2) 第2の2に係る事業

イ 得られる公共の利益

一般国道283号は、釜石市を起点とし、遠野市等を経由して花巻市に至る延長約110kmの、三陸沿岸地域と岩手県内陸地域とを結ぶ幹線道路である。

一般国道283号が通過する遠野市は、ホップの主要な産地であり、生産されたホップは、ビールの生産拠点が存在する仙台方面に出荷されている。

また、遠野市に隣接し三陸沿岸地域の主要都市である釜石市は、重要港湾である釜石港を擁し、岩手県内陸地域で生産された乗用車が遠野市を経由して釜石港に輸送されるなど、物流拠点として重要な役割を担っていたが、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により壊滅的な被害を受けている。

本件釜石花巻道路区間とおおむね並行する一般国道283号（以下「現道283号」という。）は、道路構造令に定める道路幅員、最小曲線半径及び最急縦断勾配を満たさない区間があるほか、自然災害による通行止めが行われ、一部区間で交通混雑が発生するなど、幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。

平成26年4月に起業者が実施した交通量調査によると、現道283号の自動車交

通量は、岩手県釜石市野田町二丁目地内で14,230台/12hであり、混雑度は1.67となっている。

本件釜石花巻道路事業の完成により、線形等の良好な道路が整備され、供用予定である三陸道及び高速自動車国道東北横断自動車道釜石秋田線と接続し、高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線と連絡することから、所要時間の短縮及び定時性の確保が図られ、物流の効率化等により、三陸沿岸地域の復興支援に寄与するとともに、本件釜石花巻道路区間が現道283号の機能を補完・代替することから、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件釜石花巻道路事業が生活環境等に与える影響については、釜石西インターチェンジ（仮称）から遠野住田インターチェンジまでの区間は起業者が平成8年9月に、「環境影響評価の実施について」（昭和59年8月閣議決定）等に基づき、大気質、騒音等について環境影響評価を実施しており、その結果によると、いずれの評価項目においても環境基準等を満足すると評価されている。また、計画交通量の見直し及び環境影響評価以降新たに得られた知見を踏まえ、起業者が平成24年10月に環境影響評価法等に準じて、任意で環境影響評価の照査を実施したところ、いずれの項目においても環境基準等を満足するとされている。釜石ジャンクション（仮称）から釜石西インターチェンジ（仮称）までの区間及び遠野住田インターチェンジから遠野インターチェンジまでの区間は、環境影響評価法等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成24年10月及び平成25年3月に環境影響評価法等に準じて、任意で大気質、騒音等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、いずれの項目においても環境基準等を満足するとされている。

したがって、本件釜石花巻道路事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

ロ 失われる利益

上記の環境影響評価等によると、本件釜石花巻道路区間内及びその周辺の土地において、動物については、文化財保護法による特別天然記念物であるカモシカ、天然記念物であるオジロワシ、オオワシ及びイヌワシ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律における国内希少野生動植物種であるオオタカ、クマタカ及びハヤブサ等が確認されている。カモシカについては、生息環境の一部が改変されるものの、改変面積は周辺の同様の環境の広がりに対して小さいことなどから、生息環境は保全されるものとされているが、本線への侵入が予測されるため、起業者は侵入防止柵を設置することとしている。オオタカ及びクマタカについては、営巣が確認されていることから、起業者は、専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講じることとしている。オジロワシ、オオワシ、イヌワシ及びハヤブサについては、生息環境の一部が改変されるものの、改変面積は周辺の同様の環境の広がりに対して小さいことなどから、生息環境は保全されるものとされている。

植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているノ

ダイオウ、タチハコベ、ナンブワチガイソウ等が確認されているが、起業者は、工事による改変箇所では生育が確認された場合は、専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講じることとしている。

なお、本件釜石花巻道路区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が51箇所存在するが、このうち44箇所については発掘調査が完了しており、既に記録保存等の措置が講じられている。起業者は、残る7箇所についても岩手県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件釜石花巻道路事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ハ 事業計画の合理性

本件釜石花巻道路事業は、線形等の良好な道路を整備し、安全かつ円滑な自動車交通を確保することを主な目的とし、道路構造令による第1種第3級の規格に基づく2車線の自動車専用道路を建設する事業であり、本件釜石花巻道路事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件釜石花巻道路区間におけるルートについては、釜石ジャンクション（仮称）から釜石西インターチェンジ（仮称）までの区間においては北側案、南側案及びその中間案（申請案）の3案、釜石西インターチェンジ（仮称）から遠野住田インターチェンジまでの区間においては路線延長を短縮する案及びトンネル延長を短縮する案（申請案）の2案、遠野住田インターチェンジから遠野インターチェンジまでの区間においては東側案及び西側案（申請案）の2案による検討がそれぞれ行われている。各区間において申請案と他の1案ないし2案とを比較すると、いずれの申請案も、トンネル及び橋梁の総延長が最も短いこと、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、いずれの区間においても申請案が最も合理的であると認められる。

さらに、釜石花巻道路本体事業の施行に伴う市道及び普通河川の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件釜石花巻道路事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 第2の1に係る事業

イ 事業を早期に施行する必要性

3(1)イで述べたように、三陸沿岸地域と仙台地域とを結ぶ高速交通ネットワークを早期に整備するとともに、現道45号は道路幅員が狭小な区間等が存在し、自然災害による通行止めが行われていることなどから、できるだけ早期に安全かつ円滑な自動車交通の確保を図る必要があると認められる。

また、釜石市長を会長とする大船渡・釜石・大槌・山田間三陸縦貫自動車道整備促進協議会等より、東日本大震災からの復興に寄与することなどから、本件三陸道事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件三陸道事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

ロ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件三陸道事業に係る起業地の範囲は、本件三陸道事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件三陸道事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

(2) 第2の2に係る事業

イ 事業を早期に施行する必要性

3(2)イで述べたように、現道283号は、線形不良区間等が存在し、自然災害による通行止めが行われていることなどから、できるだけ早期に安全かつ円滑な自動車交通の確保を図る必要があると認められる。

また、釜石市長を会長とする東北横断自動車道釜石秋田線、釜石・花巻間建設促進期成同盟会等より、東日本大震災からの復興に寄与することなどから、本件釜石花巻道路事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件釜石花巻道路事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

ロ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件釜石花巻道路事業に係る起業地の範囲は、本件釜石花巻道路事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件釜石花巻道路事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 岩手県大船渡市役所、釜石市役所、同県上閉伊郡大槌町役場、同県下閉伊郡山田町役場及び遠野市役所

第6 収用又は使用の手続が保留されている起業地

1 第2の1に係る事業

岩手県大船渡市三陸町吉浜字中井、字上野及び字扇洞地内

岩手県釜石市唐丹町字上荒川、字荒川、字片岸、字小白浜、字桜峠及び字大曾根、甲子町第13地割、定内町四丁目及び二丁目、小佐野町三丁目及び二丁目、新町、住吉町、大字釜石第9地割及び第8地割、八雲町並びに両石町第4地割地内

岩手県上閉伊郡大槌町小槌第26地割字館ヶ洞及び字生井沢、小槌第23地割字雲南及び字寺野、小槌第24地割字御神楽、小槌第21地割字高清水、桜木町、小槌第25地割字金崎、大槌第14地割字屋敷前、大槌第11地割字大ヶ口、大槌第16地割字大石前、大ヶ口一丁目、大槌第13地割字八幡前、大槌第15地割字辺津沢、字辺地ヶ沢及び字迫田、大槌第23地割字沢山、吉里吉里第8地割字宮ヶ洞、吉里吉里第9地割字金敷捧、字和山及び字和山口、吉里吉里第11地割字白石、字鯨山、字菖蒲ヶ沢口、字新山及び字藤巻、吉里吉里第12地割字田屋並びに吉里吉里第13地割字松磯地内

岩手県下閉伊郡山田町船越第2地割地内

2 第2の2に係る事業

岩手県釜石市甲子町第13地割、第10地割、第9地割、第8地割及び第7地割、定内町四丁目並びに野田町二丁目地内

岩手県遠野市遠野町29地割、3地割、2地割及び1地割並びに綾織町新里31地割、30地割、28地割及び25地割地内